



至急回覧

山ト協適第 114 号

平成25年12月13日

会 員 各 位

(公社)山形県トラック協会

会 長 矢 野 佳 伸



事業用トラックにかかる飲酒運転の根絶について

今般「事業用トラックによる重大事故の防止について」（平成 25 年 12 月 9 日付け、山ト協適第 111 号）を発出したところでありますが、標記のことについて別添「事業用自動車にかかる飲酒運転の根絶について」のとおり、山形運輸支局長から通達がありました。

当協会事業所から短期間に飲酒運転事故が発生したことは、極めて遺憾であります。

現在、「正しい運転・明るい輸送運動」及び「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の期間中であり、各実施事項にも「飲酒運転の根絶」を重点事項に掲げ、取り組んでいただいております。

については、運輸支局長通達の「記」以下の 3 点を確実に実施し、飲酒運転の根絶に努めていただくようお願い申し上げます。

なお、「安全総点検の自主点検表」につきましては、全事業所の回収を求められておりますので、平成 26 年 1 月 10 日までに当協会宛て、FAX 報告願います。



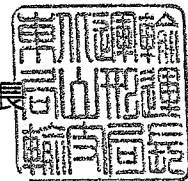
別添



山運整第502号
山運輸第861号
平成25年12月11日

公益社団法人
山形県トラック協会 殿

東北運輸局山形運輸支局長



事業用自動車にかかる飲酒運転の根絶について

事業用自動車の飲酒運転の排除については、各種研修及び会議並びに監査等あらゆる機会を捉え、その徹底を図ってきたところである。

しかしながら、今般、9月及び11月の短期間に県内の貨物自動車運送事業者の運転者が、別紙のとおり酒気を帯びた状態で事業用自動車を運転し事故を惹起していたことが発覚した。

かかる行為は、プロのドライバーとして、更には、自動車運送事業者として、あってはならない悪質な違反であり、極めて遺憾である。

については、下記事項に留意の上、飲酒運転をさせないための管理体制について改めて点検を実施し、必要により速やかに改善を図り、同種事案が再び発生することのないよう、貴会傘下会員に対し指導の徹底を取り計らい願います。

あわせて、本年12月10日から来年1月10日までを実施期間としている「平成25年度年末年始の輸送等に関する安全総点検」において、飲酒運転の根絶対策を重要点検事項に含め、確実な実施について指導するとともに、自主点検表の回収をもって、会員事業者の励行状況について確認願います。

記

- 1 日常業務のあらゆる機会を捉え、飲酒運転が及ぼすリスク等についての教育を実施するとともに、運転者の家族等からの協力も得るなどして、会社全体で飲酒運転を根絶する取り組みを継続的に実施すること。
- 2 出庫及び帰庫時の対面点呼において、アルコール検知器による酒気帯びの有無を確実に確認するとともに、遠隔地における中間点呼においても、携帯させたアルコール検知器により、対面点呼同様、確実に確認すること。
- 3 アルコールへの依存度が高いと判断される運転者の把握に努め、当該個人への適切な指導と管理監督の強化を図ること。

別紙

事業用トラックでの酒気帯び運転による事故等発生状況

(山形運輸支局管内貨物自動車運送事業者)

日 時	場 所	概 要
9月10日 午前8時59分	大阪府堺市	運行途中でビールを飲んで仮眠した後に運行を再開したところ、交差点内で対向車に接触してしまい、その場から逃走した。 逃走途中、道路幅員が狭隘なため前進不可能となり後退したところ、停車中の車両に衝突してしまい再び逃走したが相手車両の運転者に追跡され、通報により駆けつけた警察官により酒気帯び運転で逮捕された。
11月13日 午後9時37分	福島県福島市	福島松川パーキングで休息をとり、夕食時に缶酎ハイ(500ml)2缶を飲み仮眠していたが、冷凍機のエンジン音で目が覚め、駐車位置を変ようと酒気帯びの状態ですらから発進したところ、他の駐車車両に衝突した。